



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
3月29日(金)  
号 外  
第 11 号

## 目 次

規 則	
○職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例施行規則等の一部改正.....	1
○栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正.....	3
訓 令	
○栃木県庁議規程の一部改正.....	5
○職員の宿日直手当支給規程の一部改正.....	5
○栃木県官報報告規程の一部改正.....	6
○栃木県職員服務規程等の一部改正.....	6
○栃木県職員服務規程の一部改正.....	9
○栃木県公印規程の一部改正.....	19
○栃木県職員研修規程の一部改正.....	20
○栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部改正.....	20
合 同 訓 令	
○栃木県職員安全衛生管理規程の一部改正.....	21
人 事 委 員 会	
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び職員の給料等の支給に関する規則の一部改正.....	22
○職員の給料等の支給に関する規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正.....	28
○給料の特別調整額に関する規則の一部改正.....	29
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正.....	30
○栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正.....	32

## 規 則

### 栃木県規則第十四号

職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

### 職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

**第一条** 職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例施行規則(昭和四十三年栃木県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1  略	①  略
2  平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条第一項の表一の項中「部長」とある	

のは、「部長又は国体・障害者スポーツ大会局長」とする。

(栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第二条 栃木県公有財産事務取扱規則(昭和五十二年栃木県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 3 略</p> <p>4 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「部並びに」とあるのは「部及び国体・障害者スポーツ大会局並びに」と、同条第二号中「室並びに」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)第一条第一項に定める課並びに」とする。</p> <p>5 7 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 3 略</p> <p>4 当分の間、栃木県国体事務局は第二条第一号に規定する部局とし栃木県国体事務局に置かれた課は、同条第二号に規定する課とする。</p> <p>5 7 略</p>

(栃木県財務規則の一部改正)

第三条 栃木県財務規則(平成七年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 3 略</p> <p>4 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「の部長並びに」とあるのは「の部長並びに国体・障害者スポーツ大会局長、」と、同条第二号中「並びに」とあるのは「並びに国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長、」と、同条第三号中「室の長並びに」とあるのは「室の長並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)第一条第一項に規定する課の長、」と、同条第五号中「室並びに」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第一条第一項に規定する課、」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 3 略</p>

(栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正)

第四条 栃木県事務決裁及び委任規則(平成十二年栃木県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条 略</p>	<p>第十条 略</p>

（経過措置）

**第十一條** 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二條の規定の適用については、同條第十一号中「の部長」とあるのは「の部長、国体・障害者スポーツ大会局長」と、同條第十二号中「の課長」とあるのは「の課長、国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長」と、同條第十三号中「室」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成三十一年栃木県規則第十一号）第一條第一項に規定する課」と、同條第十四号中「総括課長補佐を」とあるのは「総括課長補佐及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四條第八項に規定する総括課長補佐を」と、同條第十五号中「又は第十五條第四項」とあるのは「若しくは第十五條第四項又は栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第四條第九項」とする。

（栃木県文書等管理規則の一部改正）

**第五條** 栃木県文書等管理規則（平成十三年栃木県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 略</p> <p>3 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二條及び第四條の規定の適用については、第二條第四号中「及び」とあるのは「、国体・障害者スポーツ大会局総務企画課及び」と、同條第五号中「第十條」とあるのは「第十條並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成三十一年栃木県規則第十一号）第一條第一項」と、第四條第三項中「会計局」とあるのは「国体・障害者スポーツ大会局及び会計局」とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>

**附 則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（人事課）

**栃木県規則第十五号**

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則**

栃木県公有財産事務取扱規則（昭和五十二年栃木県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公有財産事務の分掌)</p> <p><b>第四条 略</b></p> <p>2 行政財産の交換による取得並びに普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、経営管理部長が分掌する。ただし、次に掲げる物件については、当該事務又は事業を行う部局長が分掌するものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 <u>土地改良財産（土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱規程（昭和四十年栃木県規則第三十六号。以下「土地改良財産事務取扱規程」という。）第二条第二項に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）</u></p> <p>3 略</p> <p>(公有財産事務の合議)</p> <p><b>第六条</b> 部局長は、公有財産の取得、管理又は処分について次の各号のいずれかに該当するときは、経営管理部長に合議しなければならない。</p> <p>一 <u>土地（<u>廃道敷、廃川敷及び県営土地改良事業（土地改良財産事務取扱規程第二条第一項に規定する県営土地改良事業をいう。）に係るものを除く。</u>）又は建物についての買入れ、交換又は寄附若しくは譲与の受入れをしようとするとき。</u></p> <p>二 略</p> <p>三 <u>公有財産（<u>廃道敷、<u>廃川敷及び土地改良財産を除く。</u></u>）</u>に関し、使用許可若しくは貸付け（<u>軽易又は定例的なもの</u>） <u>を除く。</u>）又は地上権若しくは地役権の設定をしようとするとき。</p> <p>四 <u>普通財産（<u>廃道敷、廃川敷、<u>県営林の立木及び土地改良財産を除く。</u></u>）</u>の売払い、交換又は譲与をしようとするとき。</p> <p>五 <u>用途を指定して貸付け、交換、売払い又は譲与をした普通財産（<u>廃道敷、<u>廃川敷及び土地改良財産を除く。</u></u>）</u>について、その指定用途変更（<u>軽易又は定例的なものを除く。</u>）の承認をしようとするとき。</p> <p>六・七 略</p> <p>(用途廃止)</p> <p><b>第二十五条</b> 用途廃止（行政財産の用途を廃止する</p>	<p>(公有財産事務の分掌)</p> <p><b>第四条 略</b></p> <p>2 行政財産の交換による取得並びに普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、経営管理部長が分掌する。ただし、次に掲げる物件については、当該事務又は事業を行う部局長が分掌するものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>3 略</p> <p>(公有財産事務の合議)</p> <p><b>第六条</b> 部局長は、公有財産の取得、管理又は処分について次の各号のいずれかに該当するときは、経営管理部長に合議しなければならない。</p> <p>一 <u>土地</u> <u>又は建物についての買入れ、交換又は寄附若しくは譲与の受入れをしようとするとき。</u></p> <p>二 略</p> <p>三 <u>公有財産（<u>廃道敷及び廃川敷</u>を除く。）</u>に関し、使用許可若しくは貸付け（<u>使用許可条件又は貸付条件に変更のない無料の継続使用許可又は無料の継続貸付け、電柱敷地等並びに自動販売機及び卓上型公衆電話機の設置に係る使用許可又は貸付け並びに県が執行する建設工事を施工する者に対する一時使用許可又は一時貸付けを除く。</u>）又は地上権若しくは地役権の設定をしようとするとき。</p> <p>四 <u>普通財産（<u>廃道敷、廃川敷及び県営林の立木</u>を除く。）</u>の売払い、交換又は譲与をしようとするとき。</p> <p>五 <u>用途を指定して貸付け、交換、売払い又は譲与をした普通財産（<u>廃道敷及び廃川敷</u>を除く。）</u>について、その指定用途変更の承認をしようとするとき。</p> <p>六・七 略</p> <p>(用途廃止)</p> <p><b>第二十五条</b> 用途廃止（行政財産の用途を廃止する</p>

ことをいう。以下同じ。）をしようとする部局長は、用途廃止をしようとする日の二十日前までに経営管理部長に協議しなければならない。ただし、県営林の立木及び土地改良財産の用途廃止をする場合は、この限りでない。

ことをいう。以下同じ。）をしようとする部局長は、用途廃止をしようとする日の二十日前までに経営管理部長に協議しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

(管財課)

**訓 令**

**栃木県訓令第一号**

本 庁  
出先機関

栃木県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県庁議規程の一部を改正する訓令**

栃木県庁議規程（昭和四十五年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(構成)</p> <p><b>第二条</b> 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者をもつて構成する。</p> <p>一・二 略</p> <p><u>三 国体・障害者スポーツ大会局長</u></p> <p>四・五 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(構成)</p> <p><b>第一条</b> 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者をもつて構成する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三・四 略</p> <p>2・3 略</p>

**附 則**

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(総合政策課)

**栃木県訓令第二号**

本 庁  
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

**職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令**

職員の宿日直手当支給規程（昭和二十七年栃木県訓令第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第二条</b> この訓令において、宿日直勤務とは、職員<u>の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七</u></p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第二条</b> この訓令において、宿日直勤務とは、職員<u>の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七</u></p>

年栃木県条例第一号) 第七条第二項に規定する正規の勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間又は同条例第八条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。

- 一 略
- 二 本庁のうち県民生活部に勤務する職員が行う災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等を主とする勤務
- 三 七 略

年栃木県条例第一号) 第七条第二項に規定する正規の勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間又は同条例第八条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは国の行事が行われる日で知事が指定する日の正規の勤務時間において本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務をいう。

- 一 略
- 二 危機管理課及び消防防災課に勤務する職員が行う災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等を主とする勤務
- 三 七 略

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県訓令第三号

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令

栃木県官報報告規程(昭和二十九年栃木県訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条の表第五号(2)中「部長」とあるのは、「部長(国体・障害者スポーツ大会局長を含む。）」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p>

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県訓令第四号

栃木県職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程等の一部を改正する訓令

(栃木県職員服務規程の一部改正)

第一条 栃木県職員服務規程(昭和二十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

本 庁

本 庁  
出先機関

附 則	附 則
1・2 略	1・2 略
3   平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二十二條の規定の適用については、同條第一項中「の部長」とあるのは、「の部長（国体・障害者スポーツ大会局長を含む。）」とする。	

（栃木県綱紀委員会規程の一部改正）

**第二條** 栃木県綱紀委員会規程（昭和四十二年栃木県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1   略	①   略
2   平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二條の規定の適用については、同條第三項中「各部」とあるのは、「各部（国体・障害者スポーツ大会局を含む。）」とする。	

（栃木県託送物品取扱規程の一部改正）

**第三條** 栃木県託送物品取扱規程（昭和五十一年栃木県訓令第六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1   略	①   略
2   平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二條の規定の適用については、同條第三号中「組織規程」とあるのは、「組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成三十一年栃木県規則第十一号）」とする。	

（栃木県職員研修規程の一部改正）

**第四條** 栃木県職員研修規程（平成九年栃木県訓令第三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1   (施行期日)	1   略
2   (経過措置)	2   略
3   平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第三條及び第四條の規定	

の適用については、第三条中「課の長並びに同規則」とあるのは「課の長、栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成三十一年栃木県規則第十一号）第一条第一項に規定する課の長並びに栃木県行政組織規程」と、第四条中「部長」とあるのは「部長、国体・障害者スポーツ大会局長」とする。

(栃木県行政情報システム運営規程の一部改正)

**第五条** 栃木県行政情報システム運営規程（平成十二年栃木県訓令第八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第四号中「の部」とあるのは、「の部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>

(栃木県文書等取扱規程の一部改正)

**第六条** 栃木県文書等取扱規程（平成十二年栃木県訓令第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 3 略</p> <p style="text-align: center;">(国体・障害者スポーツ大会局の文書記号)</p> <p>4 国体・障害者スポーツ大会局の各課に係る文書の記号は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総 務 企 画 課</td> <td style="text-align: center;">国体総</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施 設 調 整 課</td> <td style="text-align: center;">国体施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">競 技 式 典 課</td> <td style="text-align: center;">国体競</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>（第33条関係） 記号 1 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 課 名</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	課 名	記 号	総 務 企 画 課	国体総	施 設 調 整 課	国体施	競 技 式 典 課	国体競	部 課 名	記 号			<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 3 略</p> <p><b>別表第2</b>（第33条関係） 記号 1 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 課 名</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	部 課 名	記 号		
課 名	記 号																
総 務 企 画 課	国体総																
施 設 調 整 課	国体施																
競 技 式 典 課	国体競																
部 課 名	記 号																
部 課 名	記 号																

総合政策部	略	略
	地 域 振 興 課	略
略		
2 略		

総合政策部	略	略
	地 域 振 興 課	略
	国 体 準 備 室	国 準
略		
2 略		

**附 則**

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**栃木県訓令第五号**

本 庁  
出 先 機 関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令**

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第十一条 略</b></p> <p><del>（勤務時間の弾力的な割振り）</del></p> <p><b>第十一条の二</b> 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第三条第三項の規定による申告は、申告・割振り簿（別記様式第十一号の二の二）を所属長に提出することにより行うものとし、同項の規定による勤務時間の割振りは、申告・割振り簿（別記様式第十一号の二の二）により行うものとする。この場合において、当該勤務時間の割振りは、単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）第一条の三に規定する単位期間をいう。以下同じ。）が始まる日の前日から起算して一週間前までにを行うものとする。</p> <p>2 職員は、前項の申告を行う場合には、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第三条第三項各号のいずれかに該当する状況について記載した状況届（別記様式第十一号の二の三）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第一条の八第一項の規定による届出は、状況変更届（別記様式第十一号の二の四）を所属長に提出することにより行うものとする。</p> <p>4 総合庶務事務システム（職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することができる所属の職員（以下</p>	<p><b>第十一条 略</b></p>

「システム利用所属職員」という。)に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「申告・割振り簿(別記様式第十一号の二の二)を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該申告に係る事項を入力する」と、「申告・割振り簿(別記様式第十一号の二の二)に」とあるのは「総合庶務システムに」と、第二項中「職員は」とあるのは「システム利用所属職員は」と、「場合には、」とあるのは「場合には、総合庶務システムにより」と、「記載した状況届(別記様式第十一号の二の三)を所属長に提出しなければ」とあるのは「入力しなければ」と、第三項中「状況変更届(別記様式第十一号の二の四)を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務システムにより当該届出に係る事項を入力する」とする。

(週休日の振替等)

第十一条の三 略

2 システム利用所属職員

\_\_\_\_\_に対する前項の規定の適用については、同項中「週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿(別記様式第十一号の三)」とあるのは、「総合庶務システム」とする。

(休憩時間の変更)

第十一条の四 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

第四条第一項の規定による休憩時間の変更の申出は、その変更しようとする日の十日前までに、休憩時間変更願(別記様式第十一号の四)を所属長に提出することにより行うものとする。

2 略

第十一条の五 略

(勤務状況報告)

第二十五条 所属長(総合庶務事務システムを利用することができる所属の所属長を除く。)は、毎年四月二十日までにその前年度の職員の勤務状況について勤務状況報告書(別記様式第十八号の五)を作成し、幹事課長に提出しなければならない。

2・3 略

別表(第11条関係)

所	1週間	週	勤務時間等	

(週休日の振替等)

第十一条の二 略

2 総合庶務事務システム(職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を利用することができる所属の職員(以下「システム利用所属職員」という。)に対する前

項の規定の適用については、同項中「週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿(別記様式第十一号の三)」とあるのは、「総合庶務システム」とする。

(休憩時間の変更)

第十一条の三 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)第四条第一項の規定による休憩時間の変更の申出は、その変更しようとする日の十日前までに、休憩時間変更願(別記様式第十一号の四)を所属長に提出することにより行うものとする。

2 略

第十一条の四 略

(勤務状況報告)

第二十五条 所属長 \_\_\_\_\_ は、毎年四月二十日までにその前年度の職員の勤務状況について勤務状況報告書(別記様式第十八号の五)を作成し、幹事課長に提出しなければならない。

2・3 略

別表(第11条関係)

所	1週間	週	勤務時間等	

属	職 員	の勤務 時 間	休 日	区 分	勤務 時間	休 憩 時 間	属	職 員	の勤務 時 間	休 日	区 分	勤務 時間	休 憩 時 間
	<u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。）及び特別の形態によつて勤務する必要のある職員以外の職員</u>	略	略	略	略	略			略	略	略	略	略
	<u>フレックスタイム制勤務職員</u>	<u>単位期間ごとの期間を平均して1週間当たり38時間45分とする。</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>	<u>月曜日から金曜日まで</u>	<u>始業及び終業の時刻に係る職員からの申告を考慮し、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の4に規定する</u>	<u>午後0時から午後1時まで。ただし、県税事務所に勤務する職員で所内収納の業務に従事するもの及び農業大学校に勤務する職員にあつては、1時間とし、その時限は、業務の実</u>							

					基準に適合するよう所属長が割り振る。	情に応じ所属長が定めることができる。
県 税 事 務 所	所内収納の業務に従事する職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）	略	略	略	略	略
略						
危 機 管 理 課	危機管理課に勤務する職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）	略	略	略	略	略
消 防 防 災 課	略	略	略	略	略	略
	その他の職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）	略	略	略	略	
略						
県 税 事 務 所	所内収納の業務に従事する職員	略	略	略	略	略
略						
危 機 管 理 課	危機管理課に勤務する職員	略	略	略	略	略
消 防 防 災 課	略	略	略	略	略	略
	その他の職員	略	略	略	略	
略						

衛生福祉大学校	昼間課程の教務に従事する職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）	略	略	略	略	略	衛生福祉大学校	昼間課程の教務に従事する職員	略	略	略	略	略
	夜間課程の教務に従事する職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）	略	略	略	略	略		夜間課程の教務に従事する職員	略	略	略	略	略
	その他の職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）	略	略	略	略	略		その他の職員	略	略	略	略	略
県南高等看護専門学院	教務に従事する職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）	略	略	略	略	略	県南高等看護専門学院	教務に従事する職員	略	略	略	略	略
	その他の職員（フ	略	略	略	略	略		その他の職員	略	略	略	略	略

	<u>レック スタイ ム制勤 務職員 を 除 く。)</u>						
岡 本 台 病 院	略	略	略	略	略	略	略
	医務局 診療科 におい て臨床 検査の 業務に 従事す る職員 ( <u>フ レック スタイ ム制勤 務職員 を 除 く。)</u>	略	略	略	略	略	
	その他 の職員 ( <u>フ レック スタイ ム制勤 務職員 を 除 く。)</u>	略	略	略	略	略	
略							
那 須 学 園	略	略	略	略	略	略	略
	その他 の職員 ( <u>フ レック スタイ ム制勤 務職員 を 除 く。)</u>	略	略	略	略	略	
略							
岡 本 台 病 院	略	略	略	略	略	略	略
	医務局 診療科 におい て臨床 検査の 業務に 従事す る職員	略	略	略	略	略	
	その他 の職員	略	略	略	略	略	
略							
那 須 学 園	略	略	略	略	略	略	略
	その他 の職員	略	略	略	略	略	
略							

農業 大学 校	農業大 学校に 勤務す る職員 （フレ ック スタイ ム制勤 務職員 を除 く。）	略	略	略	略	略	農業 大学 校	農業大 学校に 勤務す る職員	略	略	略	略	略
畜産 酪農 研究 セン ター	略  その他 の職員 （フレ ック スタイ ム制勤 務職員 を除 く。）	略	略	略	略	略	畜産 酪農 研究 セン ター	略  その他 の職員	略	略	略	略	略
略							略						
<p>注 1 <u>第11条の4第1項</u>の規定により休憩時間を変更する場合（フレックスタイム制勤務職員に係る休憩時間を変更する場合を除く。）は、勤務時間の終業の時刻を15分繰り上げるものとする。</p> <p>2 略</p>							<p>注 1 <u>第11条の3第1項</u>の規定により休憩時間を変更する場合 _____ _____ は、勤務時間の終業の時刻を15分繰り上げるものとする。</p> <p>2 略</p>						

品名募集第十号の募集要項を参照してください。

別記様式第11号の2の2 (第11条の2 関係)

申告・割振り簿

所属名	職氏名
-----	-----

(単位期間 週間)

年月日	申告及び勤務時間の割振り			勤務時間の割振り後の変更の申告及び勤務時間の割振り						備考
	申告年月日	本人印	所属長印	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告又は割振り年月日	本人印	所属長印	
	年 月 日									
	割振り年月日	年 月 日	時間 分	時 分	時 分	時間 分	年 月 日			
	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分	年 月 日			
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
小計	時間 分									
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
小計	時間 分									
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
小計	時間 分									
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
	:	:	:	:	:	:	.	.	.	
小計	時間 分									
合計	時間 分									

注 「始業の時刻」欄、「終業の時刻」欄、「勤務時間数」欄及び「申告又は割振り年月日」欄のうち上欄は申告について、下欄は勤務時間の割振りについて記入すること。

## 別記様式第11号の2の3 (第11条の2関係)

## 状 況 届

年 月 日

栃木県知事 様

所属名

職氏名

㊞

次のとおり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る（子の養育の状況  
要介護者の介護の状況  
同項第2号に規定する状況）について届け出ます。

## 1 子の養育の状況

## (1) 氏名

(職員との同居又は別居の別  同居  別居)

(続柄等： )

(2) 子の生年月日 年 月 日生 (出産予定日)

## (3) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日

## 2 要介護者の介護の状況

## (1) 氏名

(職員との同居又は別居の別  同居  別居)

(続柄等： )

## (2) 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

## 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項第2号に規定する状況

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等（障害者の雇用の促進等に関する法律第37条第2項に規定する対象障害者）

- 注 1 子の養育の状況について届け出る場合は、届出に係る子の氏名、届出者との続柄等（届出に係る子が地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者である場合にあつては、その事実）及び生年月日を証明する書類を添付すること。（写しでも可）なお、届出に係る子が届出の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」のにレ印を記入すること。
- 2 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、請求に係る子が養子の場合のみ記入すること。
- 3 要介護者の介護の状況について届け出る場合は、「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄に職員が要介護者の介護をすることとなった状況及びその介護の内容を具体的に記入すること。
- 4 該当するには、レ印を記入すること。

別記様式第11号の2の4 (第11条の2関係)

状 況 変 更 届

年 月 日

栃木県知事 様

所属名

職氏名 ⑩

次のとおり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る（子の養育の状況  
要介護者の介護の状況  
同項第2号に規定する状況）について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 1 「届出の事由」欄は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振りに係る状況の変更について、その内容が明らかになるように具体的に記入すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

別記様式第十一号の三中「（第11条の2関係）」を「（第11条の3関係）」に改める。

別記様式第十一号の四及び別記様式第十一号の五中「（第11条の3関係）」を「（第11条の4関係）」に改める。

別記様式第十一号の六中「（第11条の4関係）」を「（第11条の5関係）」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**栃木県訓令第六号**

本 出 先 機 関 庁  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所  
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局  
警 察 本 部 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県公印規程の一部を改正する訓令**

栃木県公印規程（昭和四十九年栃木県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～5 略</p> <p>（<u>栃木県国体・障害者スポーツ大会局長印の形状等</u>）</p> <p>6  <u>栃木県国体・障害者スポーツ大会局長印の形状、寸法及び書体並びにその用途は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ひ な 型</th> <th style="text-align: center;">寸 法</th> <th style="text-align: center;">書 体</th> <th style="text-align: center;">用 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           栃木県国 体・障害者 スポーツ 大会局長印         </div> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">方20ミリメートル</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">てん書</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">一般文書用</td> </tr> </tbody> </table> <p>7  <u>（国体・障害者スポーツ大会局の公印管理者）</u> 国体・障害者スポーツ大会局における公印の保管管理は、<u>総務企画課長が行うものとする。</u></p> <p>8  <u>総務企画課長に事故があるときは、あらかじめ総務企画課長が指定する職員が公印の保管管理を</u></p>	ひ な 型	寸 法	書 体	用 途	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           栃木県国 体・障害者 スポーツ 大会局長印         </div>	方20ミリメートル	てん書	一般文書用	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～5 略</p>
ひ な 型	寸 法	書 体	用 途						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           栃木県国 体・障害者 スポーツ 大会局長印         </div>	方20ミリメートル	てん書	一般文書用						

代行する。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県訓令第七号

本 庁  
出先機関

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員研修規程の一部を改正する訓令

栃木県職員研修規程（平成九年栃木県訓令第三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(研修所研修の区分)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 重点研修は、新任グループリーダー研修、新任所属長研修、評価者研修、女性職員能力開発研修、<u>新採用職員指導担当者（メンター）研修及び業務能力改善支援研修</u>に区分して実施する。</p> <p>4 略</p>	<p>(研修所研修の区分)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 重点研修は、新任グループリーダー研修、新任所属長研修、評価者研修、女性職員能力開発研修及び<u>新採用職員指導担当者（メンター）研修</u>に区分して実施する。</p> <p>4 略</p>

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県訓令第八号

本 庁  
出先機関

栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県副知事の担当事務に関する規程（平成二十八年栃木県訓令第九号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担当事務)</p> <p>第一条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 副知事北村一郎の担当事務</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>国体・障害者スポーツ大会局に関するこ</u> と。</p> <p>ト 略</p> <p>三 略</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第一条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 副知事北村一郎の担当事務</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>川</u> 略</p> <p>三 略</p>

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事課)

訓 令

栃 木 県  
栃木県人事委員会  
栃木県監査委員訓令第一号  
栃 木 県 議 会  
栃木県教育委員会

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局  
学 校 以 外 の 教 育 機 関

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一  
栃 木 県 議 会 議 長 五 十 嵐 清  
栃 木 県 人 事 委 員 会 委 員 長 五 家 正  
栃 木 県 代 表 監 査 委 員 平 野 博 章  
栃 木 県 教 育 委 員 会 教 育 長 宇 田 貞 夫

栃木県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県職員安全衛生管理規程（昭和六十年栃木県・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県議会・栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業医等)</p> <p><b>第十八条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者若しくは課室等安全衛生管理者に対してあらかじめこれらの者の意見を求めた上で勧告し、又は衛生管理者若しくは安全管理者に対して指導若しくは助言することができる。</p> <p>5 総括安全衛生管理者又は課室等安全衛生管理者は、産業医から前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等について、別に定めるところにより、遅滞なく、安全衛生委員会（第二十条に規定する県安全衛生委員会又は第二十六条第一項各号に掲げる安全衛生委員会をいう。次項及び第八項において同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>6 産業医は、安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めるこ</p>	<p>(産業医等)</p> <p><b>第十八条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者若しくは課室等安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは安全管理者に対して指導若しくは助言することができる。</p> <p>5 総括安全衛生管理者及び課室等安全衛生管理者は、産業医から前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重し</p> <p>なければならない</p> <p>ない。</p>

7 | とができる。

8 | 総括安全衛生管理者又は課室等安全衛生管理者は、産業医が辞任したとき又は産業医の解任があったときは、遅滞なく、その旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなければならない。

6 | 略

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員厚生課)

人 事 規 則

栃木県人事委員会規則第二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 略</p> <p>(<u>条例第三条第三項の規定に基づき勤務時間の割振りの基準等</u>)</p> <p>第一条の二 <u>条例第三条第三項各号列記以外の部分</u>の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)</u>第十条第一項に規定する<u>育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)</u>をしている職員及び<u>育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</u></p> <p>二 <u>育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をしている職員</u></p> <p>三 <u>地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業をしている職員</u></p> <p>四 <u>地方公務員法第二十六条の三第二項に規定する高齢者部分休業をしている職員</u></p> <p>五 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五</u>条又は<u>育児休業法第十八条第一項の規定により</u></p>	<p>第一条 略</p>

採用された職員(以下「特定業務任期付短時間勤務職員等」という。)

六 条例第十四条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員

七 警察学校において教養訓練を受けている職員

**第一条の三** 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める期間(次条第一項及び第一条の九において「単位期間」という。)は、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

**第一条の四** 条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし、休日(条例第八条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。)その他人事委員会の定める日については、七時間四十五分(再任用短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)にあつては、当該再任用短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第三条第一項の週休日以外の日の日数で除して得た時間)とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時までの時間帯において、休憩時間を除き、連続する四時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時三十分以後に、終業の時刻は午後七時以前に設定すること。

2 再任用短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第一号(ただし書を除く。)及び第二号に定める基準によらないことができるものとする。

**第一条の五** 条例第三条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申告(以下この条において「申告」という。)について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該勤務時間の割振りが申告どおり

となるように努めるものとし、当該申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割り振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割り振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定による勤務時間の割り振り又はこの項の規定による勤務時間の割り振りの変更の後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間の割り振り又はこの項の規定による変更の後の勤務時間の割り振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第一条の六 条例第三条第三項第一号の人事委員会

規則で定める者は、次に掲げる者(第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

- 一 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- 二 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

2 条例第三条第三項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第五条の五及び第五条の九を除き、以下同じ。)(配偶者の子を含む。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子(配偶者の子を含む。)であつて十歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを養育する職員
- 二 条例第三条第三項第一号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第一条の七 条例第三条第三項第二号の人事委員会

規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十一条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員とする。

**第一条の八** 第一条の五第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員は、第一条の六第二項各号に掲げる職員又は前条に規定する職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 第一条の五第二項の規定は、前項の届出について適用する。

**第一条の九** 第一条の五第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第一条の六第二項各号に掲げる職員又は第一条の七に規定する職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について割り振られた勤務時間によることができるものとする。

（特別の形態によつて勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

**第二条** 略

2 略

3 前二項の規定は、育児短時間勤務職員等

には適用しない。

（休憩時間）

**第四条** 任命権者は、次の各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、条例第六条第一項ただし書の規定により、休憩時間を四十五分とすることができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の定めるところにより、当該休憩時間を置かなければならない。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_（配偶者
- \_\_\_\_\_の子を含む。）

規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十一条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員とする。

**第一条の八** 第一条の五第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員は、第一条の六第二項各号に掲げる職員又は前条に規定する職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 第一条の五第二項の規定は、前項の届出について適用する。

**第一条の九** 第一条の五第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第一条の六第二項各号に掲げる職員又は第一条の七に規定する職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について割り振られた勤務時間によることができるものとする。

（特別の形態によつて勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

**第二条** 略

2 略

3 前二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

（休憩時間）

**第四条** 任命権者は、次の各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、条例第六条第一項ただし書の規定により、休憩時間を四十五分とすることができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の定めるところにより、当該休憩時間を置かなければならない。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第五条の五及び第五条の九を除き、以下同じ。）（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））の子を含む。）



**第七条の二** 条例第十一条第一項第二号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 略

二 当該年度において、国家公務員等（条例第十一条第一項第三号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であつて引き続き新たに職員となったもの、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の年次休暇日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法

第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 6 略

**第七条の二** 条例第十一条第一項第二号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 略

二 当該年度において、国家公務員等（条例第十一条第一項第三号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であつて引き続き新たに職員となったもの、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の年次休暇日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 6 略

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

**第二条** 職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第十五条第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等）</p> <p><b>第十五条の二</b> 条例第十五条第三項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、勤務時間等条例第五条の規定により条例第十五条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 勤務時間等条例第三條第三項又は第四條の規定により割振り変更後の勤務日の属する週に割</p>	<p>（条例第十五条第三項の規定による超過勤務手当を支給しない時間等）</p> <p><b>第十五条の二</b> 条例第十五条第三項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、勤務時間等条例第五条の規定により条例第十五条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間が当該各号に掲げる時間を合計した時間に満たない場合には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した時間に相当する時間とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 勤務時間等条例第三條第三項又は第四條の規定により割振り変更後の勤務日の属する週に割</p>

2 略  
り振られた割振り変更前の正規の勤務時間が三十八時間四十五分未満である場合における三十八時間四十五分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間に相当する時間

2 略  
り振られた割振り変更前の正規の勤務時間が三十八時間四十五分未満である場合における三十八時間四十五分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間に相当する時間

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第三号

職員の給料等の支給に関する規則及び職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則及び職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一 (第六条関係) 適用区分表			別表第一 (第六条関係) 適用区分表		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略	略	略	略	略	略
岡本台病院	略	略	岡本台病院	略	略
			障害者総合相談所	(1) 機能訓練師(4)に掲げる職員を除く。)	三
		(2) 医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員(4)に掲げる職員を除く。)並びに言語聴覚士		二	
		(3) 保健師(管理職員を除く。)			
		(4) 医師、看護師等、機能訓練師及び心理判定業務に従事する職員(管理職員に限る。)		一・五	
		(5) 事務職員(管理職員を除く。)		一	

略

略

（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

**第二条** 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第八条</b> 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、健康福祉センター（生活福祉課に限る。）又は栃木県障害者総合相談所に勤務する職員にあつては第一号及び第二号に掲げる業務に、児童相談所又はとちぎ男女共同参画センターに勤務する職員にあつては次の各号に掲げる業務にそれぞれ従事したときに支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第八条</b> 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、健康福祉センター（生活福祉課に限る。）に勤務する職員にあつては第一号及び第二号に掲げる業務に、児童相談所又はとちぎ男女共同参画センターに勤務する職員にあつては次の各号に掲げる業務にそれぞれ従事したときに支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 略</p>

**附 則**

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

**栃木県人事委員会規則第四号**

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則**

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p><b>別表第一（第二条関係）</b> 給料の特別調整額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織の区分</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事の 事務部 局</td> <td style="text-align: center;">本庁 理事 部長 保健医療監 国体・障害者スポーツ 大会局長 会計局長 次長 危機管理監</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	組織の区分	職	区分	知事の 事務部 局	本庁 理事 部長 保健医療監 国体・障害者スポーツ 大会局長 会計局長 次長 危機管理監	略	<p><b>別表第一（第二条関係）</b> 給料の特別調整額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織の区分</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事の 事務部 局</td> <td style="text-align: center;">本庁 理事 部長 保健医療監  会計局長 次長 危機管理監</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	組織の区分	職	区分	知事の 事務部 局	本庁 理事 部長 保健医療監  会計局長 次長 危機管理監	略
組織の区分	職	区分											
知事の 事務部 局	本庁 理事 部長 保健医療監 国体・障害者スポーツ 大会局長 会計局長 次長 危機管理監	略											
組織の区分	職	区分											
知事の 事務部 局	本庁 理事 部長 保健医療監  会計局長 次長 危機管理監	略											



改 正 後

別表 (第二条関係)

組	織	職	
略			
知事部局	本庁	理事 部長 国 体・障害者ス ポーツ大会局長 保健医療監 次長 危機管理 監 参事 技監 課長 総務主 幹 課長補佐 幹事 課企画調整 担当の 副主幹	
		総合政策課 略	
		略	
		略	
略		略	
教育委員 会	事務局	略	
	略	略	
		義務教育課	主幹 人事 に関する企 画 担当の 副主 幹、係長及び主 査
		高校教育課	主幹 人事に関 する企画 担当の 副主幹、係長及 び主査
	略	略	

備考

1 ～ 4 略

改 正 前

別表 (第二条関係)

組	織	職	
略			
知事部局	本庁	理事 部長 保健医療監 次長 危機管理 監 参事 技監 課長 総務主 幹 課長補佐 幹事 課企画調整 担当の 副主幹	
		総合政策課 略	
		国体準備室 室長 室長補佐	
		略	
略		略	
教育委員 会	事務局	略	
	略	略	
		教職員課	主幹 人事又は 給与に関する企 画 担当の 副主 幹、係長及び主 査
		略	略
	略		略

備考

1 ～ 4 略

5 この表中「課長補佐」、「室長補佐」、「所長補佐」、「地域保健部長補佐」、「場長補佐」及び「館長補佐」とは、その職務が主として人事又は給与に関する事務以外の事務又は技術に限られるものを除いたものをいう。

6 この表の知事部局の部本庁の款中「幹事課企画調整担当の副主幹」とは、部又は国体・障害者スポーツ大会局内全般の人事に関する事務の企画を担当する副主幹（前項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）をいう。

7 ～13 略

14 この表の知事部局の部出先機関の款東京事務所、保健環境センターの項、農業振興事務所の項、農業試験場の項、畜産酪農研究センターの項及び土木事務所の項中「次長」とは、その職務が主として人事又は給与に関する事務以外の事務又は技術に限られるものを除いたものをいう。

15 略

16 この表の教育委員会の部事務局の款総務課の項中「人事又は給与に関する企画担当の副主幹、係長及び主査」とは、教育委員会事務局全般の人事若しくは給与又は公立学校職員の給与に関する事務の企画を担当する副主幹（第五項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）、係長及び主査をいう。

17 この表の教育委員会の部事務局の款総務課の項中「人事又は給与に関する企画担当の主任又は主事」とは、当該主任又は主事のうち、教育委員会事務局全般の人事若しくは給与又は公立学校職員の給与に関する事務の企画に主となつて従事する主任又は主事をいう。

18 この表の教育委員会の部事務局の款義務教育課の項及び高校教育課の項中「人事に関する企画担当の副主幹、係長及び主査」とは、公立学校職員の人事に関する事務の企画を担当する副主幹（第五項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）、係長及び主査をいう。

5 この表中「課長補佐」、「室長補佐」、「所長補佐」、「地域保健部長補佐」及び「場長補佐」とは、その職務が主として人事又は給与に関する事務以外の事務又は技術に限られるものを除いたものをいう。

6 この表の知事部局の部本庁の款中「幹事課企画調整担当の副主幹」とは、部内全般の人事に関する事務の企画を担当する副主幹（前項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）をいう。

7 ～13 略

14 この表の知事部局の部出先機関の款保健環境センターの項、農業試験場の項、畜産酪農研究センターの項及び土木事務所の項中「次長」とは、その職務が主として人事又は給与に関する事務以外の事務又は技術に限られるものを除いたものをいう。

15 略

16 この表の教育委員会の部事務局の款総務課の項中「人事又は給与に関する企画担当の副主幹、係長及び主査」とは、教育委員会事務局全般の人事又は給与に関する事務の企画を担当する副主幹（第五項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）、係長及び主査をいう。

17 この表の教育委員会の部事務局の款総務課の項中「人事又は給与に関する企画担当の主任又は主事」とは、当該主任又は主事のうち、教育委員会事務局全般の人事又は給与に関する事務の企画に主となつて従事する主任又は主事をいう。

18 この表の教育委員会の部事務局の款教職員課の項中「人事又は給与に関する企画担当の副主幹、係長及び主査」とは、公立学校職員の人事又は給与に関する事務の企画を担当する副主幹（第五項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）、係長及び主査をいう。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第六号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正

する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係) 一 市又は町			別表(第二条関係) 一 市又は町		
市又は町	組織	職	市又は町	組織	職
略			略		
さくら市	略	略	さくら市	略	略
	市長部局	<del>部長 参事 課長 室長 主幹 総合政策課長 補佐 総務課長 補佐 財政課長 補佐 総合政策課秘書 広報戦略室秘書 係長 総合政策課政策推進室プロジェクト推進係長 総合政策課政策推進室進化プラン係長 総務課人事係長 財政課財政係長 会計管理者 所長 園長</del>		市長部局	<del>部長 参事 課長 室長 主幹 総合政策課長 補佐 総務課長 補佐 財政課長 補佐 総合政策課秘書 広報係長 総合政策課政策推進室プロジェクト推進係長 総合政策課政策推進室進化プラン係長 総務課人事係長 財政課財政係長 会計管理者 所長 園長</del>
略	略	略	略	略	略
上三川町	略	略	上三川町	略	略
	町長部局	<del>課長 室長 総務課主幹 企画課主幹 総務課長 補佐 企画課長 補佐 総務課総務人事係長 企画課財政係長 会計管理者</del>		町長部局	<del>課長 室長 総務課主幹 企画課主幹 総務課長 補佐 企画課長 補佐 総務課秘書庶務係長 企画課財政係長 会計管理者</del>
略	略	略	略	略	略
野木町	略	略	野木町	略	略
		部長 課長 総務課長			部長 課長 総務課長

	町長部局	補佐 政策課長補佐 総務課秘書広報係長 総務課人事給与係長 政策課財政係長 会計管理者
略	略	略
略		
那須町	略	略
	町長部局	課長 総務課総務係長 係長 総務課人事係長 係長 企画財政課財政 会計管理者
略	略	略
略		
二 一部事務組合		
一部事務組合及び組織	職	
略	略	
小山広域保健衛生組合	事務局長 事務局次長 課長 所長 主幹 総務係長 会計管理者	
略	略	
三 略		
備考 略		

  

	町長部局	補佐 政策課長補佐 総務課人事給与係長 政策課財政係長 会計管理者
略	略	略
略		
那須町	略	略
	町長部局	課長 総務課総務防災 係長 総務課秘書人事 係長 企画財政課財政 係長 会計管理者
略	略	略
略		
二 一部事務組合		
一部事務組合及び組織	職	
略	略	
小山広域保健衛生組合	事務局長 事務局次長 課長 所長 主幹 室長 総務係長 会計管理者	
略	略	
三 略		
備考 略		

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。